

恵楽苑リビングケア
指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与事業】
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社和昭が設置する恵楽苑リビングケア（以下「事業所」という。）において実施する指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要介護状態又は要支援状態の利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定福祉用具【指定介護予防福祉用具】の選定の援助・取り付け・調整等を行い、指定福祉用具【指定介護予防福祉用具】を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 4. 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 5. 指定福祉用具【指定介護予防福祉用具】の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供を行うものとする。
 6. 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）、[「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第31号）]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 恵楽苑リビングケア
- (2) 所在地 大阪市住吉区沢之町一丁目1番2号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具貸与【指定介護予防福

祉用具貸与】の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 専門相談員 2名（常勤職員2名・常勤兼務職員0名、非常勤兼務職員0名、ただし、業務の状況により増員することができる。）

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した、日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

- (3) 事務職員 1名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日および12月30日から1月4日は休日とする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

（指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】の提供方法及び取扱種目）

第6条 事業所で行う指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 指定福祉用具【指定介護予防福祉用具貸与】の貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等などの説明を行う。
- (2) 指定福祉用具【指定介護予防福祉用具貸与】の貸与の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 本事業所において取扱う指定福祉用具【指定介護予防福祉用具貸与】の種目は次のとおりである。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 車椅子 | 8. スロープ |
| 2. 車椅子付属品 | 9. 歩行器 |
| 3. 特殊寝台 | 10. 歩行補助つえ |
| 4. 特殊寝台付属品 | 11. 認知症老人徘徊感知機器 |
| 5. 床ずれ防止用具 | 12. 移動用リフト |
| 6. 体位変換器 | 13. 自動排泄処理装置 |
| 7. 手すり | |

（利用料等）

第7条 指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】を提供した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2. 法定代理受領以外の利用料については、別添料金表の額とする。
3. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道5キロメートル未満100円
- (2) 事業所から片道5キロメートル以上200円

4. 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
5. 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごととに区分）について記載した領収書を交付する。

6. 指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
7. 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】に係る利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
8. レンタル料は1 ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。
 - ①契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額
契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額
 - ②契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額
契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額
 - ③レンタル契約の開始日（または再開日）と終了日（または中断日）が同月内の場合は月額レンタル料相当額

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、大阪市、堺市、松原市、和泉市、高石市、忠岡町、泉大津市、岸和田市の全域とする。

（衛生管理等）

- 第9条 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。
2. 回収した指定福祉用具【指定介護予防福祉用具貸与】については、株式会社ランダルコーポレーションへの委託契約に基づく方法により速やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

（苦情処理）

- 第11条 指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、提供した指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】に関し、法第23条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 3. 事業所は、提供した指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修年1回
2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、指定福祉用具貸与【指定介護予防福祉用具貸与】に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社和昭と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成15年9月1日から施行する。
- この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- この規程は、平成17年7月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成18年11月1日から施行する。
- この規程は、平成20年6月1日から施行する。
- この規程は、平成21年1月1日から施行する。
- この規程は、平成22年10月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年9月1日から施行する。
- この規程は、平成29年5月1日から施行する。
- この規程は、令和3年11月1日から施行する。
- この規程は、令和4年10月1日から施行する。